

# 令和5年度第2回 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

令和5年度第2回電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 **(1世帯当たり7万円)** は、令和5年11月2日の閣議決定に基づき、価格高騰に対する支援として、住民税非課税世帯に給付される給付金です。

※住民税均等割のみ課税世帯に対する給付については、後日改めてお知らせします。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

※18歳以下の児童がいる場合の児童一人当たり5万円の加算については、後日改めてお知らせします。

## 給付対象と手続きの要否

**給付対象世帯**（令和5年度12月1日時点の世帯状況で判断します。）

- 令和5年度分の住民税について、世帯員全員が非課税である世帯
- 生活保護を受給している世帯

※ただし、次の場合は、給付金の対象とはなりません。

- ・世帯員全員が、住民税を課税されている者に扶養されている場合
- ・世帯の中に、租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割を課せられていない者がいる場合

## 給付手続きの要否

令和5年度第1回電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯当たり3万円の給付金）を那須塩原市から受給しましたか？

↓ 受給した

令和5年6月1日から令和5年12月1日までに世帯員の状況や課税状況に変更はありましたか？

↓ 変更なし

↓ 変更あり

↓ 受給していない

**手続きは不要です**

**手続きが必要です**

**令和5年12月支給済**

対象者には支給決定通知を送付しました。振込先については、支給決定通知でご確認ください。

支給要件確認書の提出又は申請の提出が必要です。

**申請期限：令和6年3月29日（必着）**

※手続きの詳細は、裏面をご確認ください。

# 給付を受けるための手続き

## I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から市内にお住まいの場合

- 対象の世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた**支給要件確認書**を送付します。
- 必要事項等を記載し、返信用封筒にて市に**返信してください。**

### 【確認事項】

- ①給付金振込先口座の確認
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、次の（ア）～（ウ）に該当する方がいないこと
  - （ア）住民税課税となる所得があるのに申告をしていない方
  - （イ）租税条約による住民税の免除を届け出ている方
  - （ウ）同種の給付金を支給された方がいないこと

※同種の給付金とは、この給付金及びこの給付金と同じく令和5年1月2日の閣議決定に基づき、低所得者世帯への支援の観点から支給される給付金のことをいいます。



## II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（申請書入手方法は、下記をご覧ください。）
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、窓口へ提出、または郵送してください。
- 令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合でも、世帯員全員が令和5年度住民税非課税であることを確認できた場合には、**支給要件確認書**を送付します。支給要件確認書については、上記Iを参照してください。

### 【申請書入手方法】

- ①那須塩原市役所社会福祉課、西那須野支所市民福祉課、塩原支所総務福祉課、塩原支所箒根出張所の各窓口で入手
- ②那須塩原市ホームページからダウンロード
- ③那須塩原市給付金コールセンターあてに請求

## III 支給要件確認書・申請書提出方法

### 【郵送の場合】

申請書類及び添付書類を同封した返信用封筒により、返送してください。

### 【窓口の場合】

以下の窓口へ提出してください。

- 那須塩原市給付金コールセンター
- 那須塩原市役所社会福祉課、西那須野支所市民福祉課、塩原支所総務福祉課、塩原支所箒根出張所

## お問い合わせ

那須塩原市給付金コールセンター



**0287-64-5121**

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

受付時間外は、下記へお問い合わせください。

那須塩原市 社会福祉課 社会福祉係



**0287-62-7135**

受付時間 8:30～17:15（土日・祝日を除く）